

論文式試験問題集
〔刑事訴訟法〕

【刑事訴訟法】

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事例】

甲は、平成29年6月9日、L県M市内のV宅において、Vに対し、携帯していた出刃包丁で同人の胸部を刺突し、同人を刺殺した（以下、「本件被疑事実」という。）。

司法警察員Kらは、本件被疑事実について逮捕状及び搜索差押許可状（搜索すべき場所：L県M市N町〇〇甲方／差押えるべき物：包丁）（以下、「本件搜索差押許可状」という。）の発付を受け、同月10日、甲を逮捕した。また、Kらは、同日、甲方にて甲と同居する乙を立会人として、本件搜索差押許可状を呈示した上、同令状に基づき甲方の搜索を行った。

Kらが甲方の搜索を行っていたところ、Kは、乙が搜索の際中に台所辺りで屈んで何かを拾うような素振りを見せたこと、またその後、乙の着用しているパーカーの腹部ポケットから抜き身の刃物様のものが飛び出していることを視認したことから、乙に対し、「そのポケットの中のものを出してもらえませんか。」と申し向けた。すると、乙は「私には関係ない。私に触ったら許しませんわ。」等と叫び出し、Kらに対して抵抗するそぶりをみせた。そこで、Kは、乙の同意を得ずに、乙のパーカーの腹部ポケットに対して手を差し入れて同ポケット内の物を確認したところ、内部から血液と思われる濃赤色液体が付着した抜き身の出刃包丁1本（以下、「本件包丁」という。）が発見されたため、Kは本件包丁を本件搜索差押許可状に基づいて差押さえ、搜索を終えた。

検察官P1は、本件被疑事実について甲を取調べていたが、その際に、後に甲から供述の任意性を争われることの無いように、甲の同意の下、取調べの全過程をビデオカメラにて録音及び録画していた。甲は、取調べの過程において、「Vは高校の同級生だが、昔から気に入らなかった。一発かましてやろうと思って、俺が出刃包丁でVを刺した。」（以下、「本件供述」という。）旨を述べて本件被疑事実を認めていたが、他方で「弁護士にサインすると言われてる。」旨を述べ、供述調書には一切署名押印をしなかった。検察官P1は、同月30日、甲について殺人罪で公判請求した。

ところが、甲は、第一回公判期日にて、「実はVを刺したのは俺じゃない。刺したのは友人の丙で、俺は丙をかばっていた。しかし、丙は一度も面会に来ないばかりか、事件後に乙と浮気していたことを知って愛想が尽きた。本件包丁は丙から預かっていたものだ。」旨を述べ、一転して本件被疑事実を否認し、その後、公判廷では一切黙秘するようになった。

【設問 1】

司法警察員Kらが行った本件包丁の搜索差押手続の適法性について論じなさい。

【設問 2】

検察官 P 2 は、甲の犯人性等の立証のために「被告人が犯人であること等」を立証趣旨として、本件供述の録音録画部分を含む上記取調べの全過程を録音録画したビデオテープ（以下、「本件テープ」という。）を証拠請求した。

本件テープの証拠能力について論じなさい。

以 上